

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
第一部							
3. 環 境 社 会 配 慮 確 認 に か か る 基 本 的 な 考 え 方	(3) 環 境 社 会 配 慮 に 要 す る 情 報	環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	1.	環境社会配慮助言委 員会の設置	【提言】 12. 環境社会配慮助言委員会の設置 JBIC/NEXI は、常設の第三者機関(環境社会配慮助言委員会)を設置し、支援決定前の 審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後のプロジェクトの環境社会配慮に関する 助言を得るべきである。	- JBIC/NEXI は事業者が既に環境社会配慮への対応を含めて立案した計画に基 づき往々にして着手済のプロジェクトにおける環境社会配慮の実施状況を確認す る立場にあること、更にカテゴリ A については、第三者である外部コンサルタントも起用 して環境レビューを実施していることから、第三者機関を常設してプロジェクト環境審 査を行う意義・必要性は見出せず、むしろ審査プロセスが複雑化・長期化して、国 際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害される ことが懸念される。 - 他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておらず、環境社会 配慮助言委員会の設置はイコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 また、JBIC/NEXI には事後的な異議申し立て制度も設けられており、適切な事後 対応の制度を整えられていると考える。	- 他国 ECA において、このような助言委員会を設置しているところは ない。民間ビジネスの機動性を損ない、本邦企業の競争力を失わせ る等の懸念があることから、助言委員会の設置は考えていない。 - 他方、事後的な異議申し立ての制度を設けており、適切な事後対応 の制度を整えている。このような制度を設けている機関自体、調査 した主要 ECA では JBIC/NEXI 以外に EDC のみであり、ECA にお いては極めて少ないという認識。
	(4) 環 境 社 会 配 慮 の 適 切 性 を 確 認 す る た め の 基 準	環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	2.	環境モニタプローチにお いて参照すべき国際 基準が改訂されたこと を受けての検討	-	- 環境モニタプローチまたは各 ECA ガイドラインにおいて代表的国際基準として示され ていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定・参照するこ とは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 - また、モニタプローチは競合関係にある OECD 加盟国の共通規範であり、基本的に 環境モニタプローチをベースにすべきと考える。	【提言】 - 環境モニタプローチ(以下「環境 CA」)の改訂を受け、適合すべき国際 基準を改訂する。環境 CA の規定は、以下の通り。 - 非プロジェクトファイナンス案件の場合は、世銀セーフガードポリシー又は IFC ハフォーマンススタンダード(以下「IFC PS」)、ただし、プロジェクトファイナ ンスと同等のストラクチャードファイナンスやプロジェクトに参加する主要金融 機関が IFC PS を採用している場合は、IFC PS。 - プロジェクトファイナンス案件の場合は IFCPS - EHSガイドライン。対象セクターに関するEHSガイドラインが存在しない場 合は、適切な国際的に認知された基準。
4. 環境社 会 配 慮 確 認 手 続 き	(2) カテゴリ分類	環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	3.	調査段階に関与する 場合の カテゴリ分類	【提言】 1. 調査段階に関与する場合の カテゴリ分類 JBIC/NEXI が開発事業の調査段階で支援を行う場合、本体工事段階の影響に応じたカ テゴリ分類を行うべきである。	-	- NGO からの提言で例示されている出資案件(DMICDC)は、調査や 許認可取得支援等を実施する企業に出資するものであり、その後 の開発を行うものではないことから、カテゴリ分類は、出資先が直接実 施する業務を対象に行えば十分と認識。 - 調査後に、開発を伴う個別プロジェクトへの出融資を実施する場合に は、通常通り個別に環境レビューを行う。
		環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	4.	追加設備投資を伴わ ない権益取得にかか る カテゴリ分類	【提言】 2. 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の例示から削除 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示から削除するべきであ る。	現行のガイドラインの記載のままであっても環境影響を及ぼしやすい特性や影響 を受けやすい地域に該当すれば、カテゴリ C に分類する対象外となる。一般的な 「通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例として、当該「追 加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の分類例示とすること自体、特に削 除等は不要と考える。	- 現行の環境ガイドラインは、原則としてカテゴリ C に分類される「通常特 段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例として、追 加設備投資を伴わない権益取得案件を挙げている。しかし、実際に 環境影響が及んでいる場合は、「特段の環境影響が予見されない」 とは言えず、カテゴリ C には分類されない。 - また、「通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」で あっても、「影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該 当するもの」はカテゴリ C に分類する対象から除かれている。 - したがって、現行の環境ガイドラインの記載のままで十分適切なカテゴリ 分類を行っており、修正の必要はないものと認識。 - なお、実務的には、環境スクリーニングフォームにて現地住民等からの苦 情や現地環境当局からの改善指導、工事中止・操業停止命令等の 有無を確認する項目を設けており、環境ガイドラインの規定に基づく適 切なカテゴリ分類が行われるよう対応している。
	(3) カテゴリ別の環 境レビュー	環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	5.	戦略的環境アセスメント の適用について	【提言】 3. 戦略的環境アセスメント(SEA)の適用 JBIC/NEXI がマスタープラン段階から関与する場合は、戦略的環境アセスメント(SEA)を適用する ことを要件とするべきである。 Ex 事例 3DMIC	他国 ECA において採用されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインで 適用することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻 害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。	- JBIC/NEXI は、個別プロジェクトを対象に出融資・付保を行っており、戦 略的環境アセスメント(SEA)はなじまない。NGO の提言書で例示されて いる DMICDC に対する考え方については、項番 3 参照。 - 他方、世銀や JICA が実施している政府向けの融資等の場合は、環 境レビュー時にどのプロジェクトに資金が利用されるか特定されてい ないケースがあることから、このような場合に、今後、資金が流れる可能 性のある複数の開発プロジェクトの環境への影響を全体的に把握す るために、SEA を行っていると理解している。

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
		環境社会配慮確認手続き	6.	投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて	(意見) - 意思決定後に環境レビューを実施することの是非に関する検討事項: 1.意思決定後に環境レビューが行われる場合、違反が増える可能性が高い。 2.意思決定後の環境レビューは適切に案件実施が行われる可能性が低下することになる。 3. OECD コモンアプローチでは、意思決定に際して ESIA 等の提出・レビュー・公開等が要件となっており、これらの要件に反することになる。 4. 他の ECA がどのような対応をしているのか、調査するべきである。 - 意思決定後に環境レビューを実施する際の検討事項: 5. 意思決定前のカテゴリ分類は想定される最も大きな影響に基づいて行われるべき。 6. カテゴリ分類結果公開時に、環境レビューを意思決定後に行う理由を公開するべき。 7. プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地域の環境社会配慮リスク等について意思決定前に環境レビューを行うべきである。 8. 上記7の環境レビューに用いた文書を意思決定前に公開するべきである。 9. 上記7の環境レビュー結果は意思決定後、すみやかに公開するべきである。 10. EIA 等の環境社会配慮関連文書の提出期限は最長でも意思決定後 3 年以内とするべき。左記提出期限は上記環境レビュー結果に含めて公開するべきである。 11. 意思決定後に上記 10 の文書が提出された場合は、それらの文書を公開するべきである。左記文書の環境レビュー結果は、環境レビュー後に公開するべきである。 12. 意思決定時に合意された期限内に EIA 等の環境社会配慮関連文書が提出されない場合は、JBIC/NEXI は支援を停止するべきである。	- 昨今の我が国のエネルギー情勢を踏まえ、日本が輸入するエネルギー資源価格の低下に繋げることも意識し、今後、(資源権益価格が比較的廉価な)早期の段階で資源権益を取得する案件が出てくるものと思われる。 - 一方、現在の環境ガイドラインでは、環境影響評価書が未作成段階での権益取得等の資金コースへの対応は想定していないと思われるため、日本の輸入するエネルギー資源価格の低廉化に繋げるべく、上記のような資金コースについても、一定の環境影響評価を実施する、あるいは融資実行後に実施する環境影響評価において不適切な結果が出た場合には強制償還とすることにより環境影響評価書が未作成の段階でも融資可能とするなど実態に即した支援が受けられるようにして頂きたい。	【提言】 - 案件の性質上、投融資の意思決定が必要な時点(借入人に資金需要が発生している時点)で、EIA 等の情報が揃っておらず環境レビューを行う段階にない場合、意思決定後に環境レビューを実施することを前提に、意思決定を行うことを可能とする。 - IFC も、同様の対応を可能としていると理解。
5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	7.	意思決定後の環境関連文書の公開	【提言】 5. 環境関連文書のウェブサイトでの情報公開及び意思決定後の掲載継続 環境関連文書はウェブサイトでの情報公開を原則とし、意思決定後も掲載するべきである。 追加:環境関連文書が借入人/実施者のウェブサイトで公開されている場合は、その URL にリンクを張ることによる公開を可とする。	JBIC/NEXI が支援する商業プロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であること、更にはテロによる襲撃をも考えなければならないことを、常にご配慮を頂きたい。これを阻害しない範囲での意思決定後の環境関連文書の公開は問題ない。	JBIC/NEXI ウェブサイト全体の利便性・予算等を総合勘案して検討する必要がある。当面は、求めがあった場合に個別に公開する方針としたい。
		情報公開	8.	環境関連文書(EIA 等)の翻訳版の公開	【提言】 6. 環境関連文書の翻訳版の公開 JBIC/NEXI が環境レビューにおいて環境関連文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開するべきである。 Ex 事例 4 117 石炭火力発電	JBIC/NEXI の環境審査は、EIA 等のみではなく、質問状や現地確認により総合的に行われると理解しているが、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳(費用対効果で必要部分のみ翻訳)を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念があり、オーソライズされた文書が公開されるべきと考える。	環境関連文書の翻訳版は、IFC や他国 ECA も公開しておらず、他国とのイコールフットingの観点から、翻訳版の公開は考えていない。
		情報公開	9.	カテゴリ分類結果の公開内容	【提言(2014 年 6 月 16 日追加)】 - EIA 及び環境許認可証明書が提出されていない場合は、カテゴリ分類結果に有無及び理由を記載するべきである。別の方法を用いて環境レビューを行う場合は、該当文書を公開するべきである。 - 理由:ガイドラインでは当該文書の公開は要件となっており、アカウンタビリティ確保の観点から、提出されていない場合の有無・理由説明や代替文書公開は必要。		- EIA が作成されない北米の非在来型の油ガス開発案件では、個別の井戸の掘削許可に係る申請書類一式を開示している。 - EIA 及び環境許認可証明書が提出されないカテゴリ A 案件については、資料の提出がない旨及びその理由、また、EIA 以外の代替資料でレビューする場合で、その代替資料が一般に公開されている場合には、その代替資料を公開する。
		情報公開	10.	カテゴリFI のサブプロジェクトのカテゴリ分類および環境関連文書の公開	【提言】 7. カテゴリFI のサブプロジェクトに関する情報公開 カテゴリFI 案件で、金融仲介機関がカテゴリ A 及び B に相当するサブプロジェクトに投融資を行う場合は、その投融資契約が行われる前に、JBIC/NEXI は、そのサブプロジェクトのカテゴリ分類及び環境関連文書を公開するべきである。また、金融仲介機関の投融資決定後、JBIC/NEXI は金融仲介機関の環境レビュー結果を公開するべきである。 Ex 事例 3DMIC	- 現状の JBIC によるカテゴリFI の情報公開は、IFC 等における取扱いと同様と理解しており、問題があるとは思えない。 - また、カテゴリFI 案件の場合、仲介金融機関に環境審査能力があるケースでは仲介金融機関が JBIC 環境ガイドラインに沿った環境レビューを行っているので、これに関する情報公開は環境レビューを実施した当事者である仲介金融機関に任せるべきであり、JBIC 自身が情報公開を行うことは、審査プロセスが複雑化・長期化して、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念される。	- カテゴリFI のサブプロジェクトであっても、JBIC が直接環境レビューを行う場合は、環境ガイドラインに基づく情報公開を行っている。 - 金融仲介機関の環境社会配慮確認能力が確認でき、環境レビューを同機関に委ねる場合は、情報の取り扱いも金融仲介機関に委ねているが、これは IFC における扱いと同じと理解。現状の取り扱いで十分であり、変更することは考えていない。
		情報公開	11.	国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開	【提言】 9. 国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開 国際的基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合は、その背景・理由等を環境チェックボートの結果に記載するなどの形で公開するべき。	そもそも環境レビュー結果の公表を実施していない ECA(Hermes・KEXIM)があるなか、現状においても JBIC/NEXI の情報公開は先進的であり、これらの国の企業とのイコールフットingの観点より、現状以上の環境レビュー結果の過度な公開は不要と考える。	他国 ECA が公開している環境レビューの内容を参考に、他国 ECA とのイコールフットingの考えに基づき検討。

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
		情報公開	12.	環境レビュー方法等の 公開	【提言(2014 年 6 月 16 日追加)】 • EIA 及び環境許認可証明書を 用いずに環境レビューを行った 場合は、環境レビュー結果に 有無・理由・代替方法を記載 するべきである。 • 理由:ガイドラインでは当該 文書を用いた環境レビューが 要件となっており、アカウンタ ビリティ確保の観点から、当 該文書を用いていない場合の 有無・理由・代替方法の説明 は必要。		• EIA 及び環境許認可証明 書を用いずに環境レビューを 行ったカテゴリ A 案件につ いては、環境レビュー結果に 、その旨、その理由、及び代 替方法を記載することとする。
		情報公開	13.	プロジェクト実施前の現 況値の公開	【提言(2014 年 6 月 16 日追加)】 • プロジェクト実施前の現況 値が既に環境基準値を上回っ ている場合は、環境レビュー 結果にその旨を記載するべき である。 • 理由:ガイドラインでは累 積的影響を考慮することが要 件となっており、現況値が既 に環境基準値を上回っている 場合は特に重点的な対策が必 要。		• 他国 ECA が公開している 環境レビューの内容を参考に、 他国 ECA とのイコールフッ ティングの考えに基づき検討。
		情報公開	14.	英語版のスクリーニングフ ォームの公開	【提言】 10. 英語版の環境レビュー 結果へのスクリーニングフォ ーム添付 スクリーニングフォームが英 語で JBIC/NEXI に提出さ れている場合は、公開する環 境レビュー結果の英語版にも スクリーニングフォームを添 付するべきである。	• JBIC/NEXI 側でご検討頂 く事項と理解。プロジェクト 実施者側の負担がこれまで 以上に増えることのないよう ご留意頂きたい。	• 日本語版・英語版いずれ の環境レビュー結果にも、受 領したスクリーニングフォー ムを添付することとする。
		情報公開	15.	JBIC/NEXI によるモニタ リング確認の結果の公開	【提言】 11. JBIC/NEXI によるモニ タリング確認の結果の公開 カテゴリ A のプロジェクト について、事業者から入手し た環境社会モニタリング報 告書を入手次第速やかに公 開し、また JBIC/NEXI が 自ら行なうモニタリング結 果を公開するべきである。	• JBIC/NEXI が支援する商 業ベースのプロジェクトは 厳しい競争に晒されており、 商業上の機密また競争関係 等に十分な配慮が必要であ ることを、常にご配慮を頂 きたい。現地において一般に 公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリ ング結果を公開することは、 本邦企業による OECD 加 盟国企業との公平・対等な 競争を阻害し、イコールフッ ティングの原則が確保されな くなる虞がある。	• ECA 自身が行ったモニタ リング結果については、他 国 ECA も公表しておらず、 イコールフットINGの観点 から、JBIC/NEXI が実施 したモニタリング結果の公 開は考えていない。 • 他方、プロジェクト実施 主体が行ったモニタリング 結果については、そのモニ タリング結果が実施国で一 般に公開されている場合、 JBIC/NEXI の HP で公 開すると規定している。
		情報公開	16.	モニタリング結果のステ ークホルダーへの公開	【提言】 21. モニタリング結果の ステークホルダーへの公開 モニタリング結果の公開に 関する項目では、「モニタリ ング結果は、当該プロジェ クトに関わるステークホル ダーに公開されていなければ ならない」とするべきであ る。	• JBIC/NEXI が支援する商 業ベースのプロジェクトは 厳しい競争に晒されており、 商業上の機密また競争関係 等に十分な配慮が必要であ ることを、常にご配慮を頂 きたい。現地において一般に 公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリ ング結果を公開することは、 本邦企業による OECD 加 盟国企業との公平・対等な 競争を阻害し、イコールフッ ティングの原則が確保されな くなる虞がある。	• 他国 ECA において、モニ タリング結果の公開を義務 付けている機関はなく、イ コールフットINGの観点 から、公開を義務付けるこ とは考えていない。
第二部							
1. 対象プロ ジェクトに求 められる 環境社会 配慮	対策の 検討	各論	17.	代償措置に関する要件	【提言】 13. 代償措置に関する要件 ガイドラインの厳格化、整 合性確保、明確化のために 、「代償措置は、回避措置や 最小化・軽減措置をとって もなお影響が避けられな い場合に限り検討が行われ るものとする。」の後に 、「技術的に可能な範囲で 十分な回避措置や最小化・ 軽減措置がとられたかど うかと、ノーマットで代 償が十分に達成されてい るかどうかを検証するた めに独立した第三者によ る監査を得る。ただし、 自然保護や文化遺産保護 のための指定地域に重大 な影響を及ぼす場合や、 重要な自然生息地または 重要な森林の著しい転換 または著しい劣化を伴う 場合には融資対象外とす る。」と明記するべきで ある。 Ex 事例 2 ホカプライ炭 鉱拡張事業		後日、回答予定。
	検討する 影響のスコ ア	各論	18.	検討すべき影響への不可 分一体事業の影響の追加	【提言】 16. 検討すべき影響への 不可分一体事業の影響の 追加 ガイドライン「対象プロ ジェクトに求められる環 境社会影響」の「検討す べき影響」に不可分一体 事業の影響を追加する べきである。 Ex 事例 1 ストレック水 力発電所		後日、回答予定。
	社会的 合意及び社会 影響	各論	19.	地域社会・労働者の安全 ・保安に関する要件	【提言】 20. 地域社会・労働者の 安全・保安に関する要件 「保安要員の利用、ある いは要請・黙認による当 該国の軍・警察による、 地域住民・労働者に対 する安全に対する脅威を 及ぼさないこと」を要件 とするべきである。		後日、回答予定。
		各論	20.	企業の社会的責任を求 める指針『OECD 多 国籍企業ガイドライン』 に対する注意喚起につ いて	-		【提言】 • 環境 CA 改訂により、公 的輸出信用の申請に関与 する適切な主体の間で『 OECD 多国籍企業ガイ ドライン』が認識される よう、OECD 参加国が 促すことが追記された。 現行の環境ガイドライン では、上記ガイドライン に係る記載はないこと から、環境 CA を踏ま えた文言を追記する。

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
	生態系 及び生物相	各論	21.	第三者による認証の 取得	【提言(追加)】 自然生息域または森林の著しい転換または著しい劣化が生じる恐れのある地域のある地域の一次産品を調達する場合は、第三者による認証を取得しなければならない。		後日、回答予定。
	非自発的住民 移転	各論	22.	移転・補償合意文書に 関する要件	【提言】 18. 移転・補償合意文書に関する要件 非自発的住民に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていない。		後日、回答予定。
	先住民 族	各論	23.	先住民の合意に 関する要件	【提言】 19. 先住民の合意に関する要件 プロジェクトが先住民に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意(FPIC)が得られていなければならない」ことを要件とするべきである。 Ex 事例 2 ホカライ炭鉱拡張事業、事例 5 サンダ多目的ダム事業		後日、回答予定。
	その他	人権	24.	JBIC/NEXI による人 権状況の把握	【提言】 4. JBIC/NEXI による人権状況の把握 JBIC/NEXI は、相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況(ステークホルダーによる認識も含む)を把握し、環境社会配慮が適切に実行されるかどうかを確認するべきである。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電所		後日、回答予定。
		人権	25.	検討すべき影響への 人権影響の追加	【提言】 15. 検討すべき影響への人権影響の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に人権影響を追加するべきである。		後日、回答予定。
規定なし		温室効果ガス	26.	温室効果ガス高排出プ ロジェクトにおける情報 公開	【提言】 8. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開 JBIC/NEXI は、温室効果ガス高排出プロジェクトにおいて以下の情報を公開するべきである。 ・CO2 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおいて、意思決定前に推定排出量及び緩和策を公開し、意思決定後は、借入人から入手した測定・報告・検証(MRV)結果を公開する。 ・550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトにおいて、意思決定前に複数のエネルギー源を含む代替案検討結果、環境外部費用を含めたコスト比較分析結果、温室効果ガス排出を最小化する最適技術の検討結果を公開する。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電事業		後日、回答予定。
		温室効果ガス	27.	検討すべき影響の範 囲への気候変動の追 加	【提言】 14. 検討すべき影響の範囲への気候変動の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響のスコア」に気候変動を追加するべきである。		後日、回答予定。
		温室効果ガス	28.	温室効果ガス高排出プ ロジェクトにおける要件	【提言】 17. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」に「(気候変動対策)」の項目を追加し、以下の要件を入れるべきである。 ・CO2 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトは、測定・報告・検証(MRV)が行われ、その結果が公開されていなければならない。 ・550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトは、複数のエネルギー源を含む代替案が検討され、環境外部費用を含めたコスト比較分析が実施され、温室効果ガス排出を最小化する最適技術が採用されていなければならない。		後日、回答予定。

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧	各論		29.	「1.影響を及ぼしやすいセクター」の例示リストへの追加	-		【提言】 ・ 環境 CA の改訂を踏まえ、「新設の採石場を含む新規のセメント工場」を例示リストに追加することを検討。
	各論		30.	「2.影響を及ぼしやすい特性」の例示リストへの追加	-		【提言】 ・ 環境 CA の改訂を踏まえ、現行の例示リストにある「大規模非自発的住民移転」を「大規模な用地取得、非自発的住民移転」と変更することを検討。

(注 1)それぞれ、以下の資料によるもの。

【提言】:「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮ガイドライン改訂に対する NGO 提言」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク(JATAN)、モン・ウォッチ(2014 年 2 月 12 日提出))

(意見):「項番 6「投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて」に関する意見」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014 年 6 月 9 日提出))

【提言(2014 年 6 月 16 日追加)】:「JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況に関する追加質問及び追加提言」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014 年 6 月 16 日提出))

(注 2)「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書」(エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014 年 6 月 5 日提出))